

熊本県地域医療支援機構設置要綱

(目的)

第1条 本県における医師の地域偏在を解消することを目的として、県内における医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足医療機関の医師確保の支援等を行うため、熊本県地域医療支援機構（以下「支援機構」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援機構は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 県内における医師不足の状況等の把握・分析
- (2) 医師不足医療機関の支援
- (3) 地域医療を志す医学生及び地域医療に従事する医師のキャリア形成支援
- (4) 医師に関する求人・求職などの情報の発信
- (5) 県内外の医師、医学生等からの相談対応
- (6) 県内医療関係機関との協力関係の構築
- (7) その他、支援機構の設置目的を達成するために必要な事業

(理事会)

第3条 支援機構に、運営に関する意思決定機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、理事10人以内をもって構成する。
- 3 理事は、熊本大学、県の代表者及び学識経験者等のうちから知事が委嘱する。
- 4 理事会の運営については、別に定める。

(理事の任期)

第4条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事長及び副理事長)

第5条 理事会に理事長及び副理事長を置く。

- 2 理事長は、理事の中から知事が任命する。
- 3 理事長は、理事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副理事長は、理事の中から理事長が任命する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営体制)

第6条 支援機構に、専任医師及び専従職員を置く。

2 専任医師は、地域医療に従事する医師からの相談等への適切な対応、地域の医療機関と連携した研修プログラムの作成及び関係医療機関との調整等の業務を担うために必要な知識、経験を有する者の中から、理事長が任命する。

(事務局)

第7条 支援機構の事務局は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課に置く。

(委託)

第8条 県は、支援機構の設置目的を達成するために必要と認めるときは、事業の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。